

令和2年5月11日

全国中小企業団体中央会 御中

厚生労働省
労働基準局労働保険徴収課
職業安定局障害者雇用対策課

労働保険の年度更新期間及び障害者雇用納付金の納付期限等の延長について（周知依頼）

労働保険の年度更新及び障害者雇用納付金については、令和2年5月11日に「労働保険料等に関する納期限等を延長する件」（令和2年厚生労働省告示第207号）（別紙1）及び「障害者の雇用の促進等に関する法律第62条の規定によりその例によることとされる国税通則法第11条及び国税通則法施行令第3条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が同項に規定する対象者の範囲及び期日を定める件」（令和2年厚生労働省告示第209号）（別紙2）が告示・適用され、労働保険の年度更新期間及び障害者雇用納付金の納付期限等について延長を行う措置が講じられました。

当該措置の内容については以下の通りですので、貴会会員への周知にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 労働保険の年度更新期間の延長について

労働保険料の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）の規定に基づき、今年度の労働保険の年度更新期間については、令和2年6月1日から同年7月10日までとされていたところ、今般、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和2年6月1日から同年8月31日までに延長いたしました。

本措置につきましては、以下の厚生労働省ホームページのURL内のリーフレットに掲載しております。

（参考）

厚生労働省HPの労働保険の適用・徴収ページ「新型コロナウイルス感染症関連情報」：
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10647.html

2. 障害者雇用納付金に係る申告書の提出及び納付の期限の延長について

障害者雇用納付金については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の規定により5月15日までに申告書の提出と納付を行うこととされておりますが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、全都道府県の全ての事

業主の障害者雇用納付金に係る申告書の提出及び納付について、期限の延長を行いました。延長後の申告書の提出及び納付の期限及び対象となる障害者雇用納付金は以下の通りです。

- ・ 延長後の期限 : 令和2年6月30日
- ・ 対象となる障害者雇用納付金 : 令和2年2月1日から同年6月29日までに申告・納付の期限が到来するもの。

なお、障害者雇用調整金の支給申請については、令和2年5月15日までに支給申請書の作成が困難な場合は、同日までに可能な範囲で記載いただいた支給申請書に申立書を添えて提出されれば、支給対象として取り扱うこととしています。その場合、同年6月30日までに、必要事項を全て記載した支給申請書を改めて提出いただくことになります。

詳細については、以下のウェブページをご覧ください。管轄の独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構にお問い合わせください。

(参考)

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構ホームページ :

http://www.jeed.or.jp/disability/korona_chouseikin_extension0501.html

以上



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目 次

(告 示)

○労働保険料等に関する納期限等を延長する件 (厚生労働二〇七)

告 示

○厚生労働省告示第二百七号

労働保険の保険料の徴取等に関する法律 (昭和四十四年法律第八十四号。以下「徴収法」という。) 第三十条 (石綿による健康被害の救済に関する法律 (平成十八年法律第四号。以下「石綿健康被害救済法」という。) 第三十八条第一項の規定により準用される場合を含む。) の規定によりその例によることとされる国税通則法 (昭和三十七年法律第六十六号) 第十一条及び国税通則法施行令 (昭和三十七年政令第三百三十五号) 第三条第三項の規定に基づき、徴収法第十五条第一項並びに第十九条第一項及び第三項 (石綿健康被害救済法第三十八条第一項の規定により準用される場合を含む。) の規定に基づき、申告書の提出又は納付 (保険年度の六月一日から四十日以内に行わなければならないものに限る。) をすべき事業主が行うこれらの行為については、その期限を令和二年八月三十一日とする。

令和二年五月十一日

厚生労働大臣 加藤 勝信

○厚生労働省告示第二百九号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第六十二条の規定によりその例によることとされる国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十一条及び国税通則法施行令（昭和三十七年政令第三百三十五号）第三条第二項の規定に基づき、障害者の雇用の促進等に関する法律第三章第二節第二款の規定に基づく申告書の提出又は納付（その期限が令和二年二月一日から同年六月二十九日までの間に到来するものに限る。）をすべき事業主が行うこれらの行為については、その期限を同年六月三十日とする。

令和二年五月十一日

厚生労働大臣 加藤 勝信

令和2年度労働保険料等の申告・納付期限が 令和2年8月31日まで延長されました

概要

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、労働保険料等の申告期限・納付期限（年度更新期間）について令和2年8月31日まで延長することといたしました。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業に係る収入に相当の減少があった事業主の方は、申請により、労働保険料等の納付を1年間猶予することができますので、裏面もあわせてご参照ください。

《申告期限》

従来	延長後
令和2年6月1日 ～同年7月10日	令和2年6月1日 <u>～同年8月31日</u>

《納期限》

	従来	延長後
全期・第1期	令和2年7月10日	<u>令和2年8月31日</u>

なお、延納（分割納付）をしている場合の第2期以降の納期限については従来どおりとなります。

	個別事業場	事務組合
第2期	令和2年11月2日	令和2年11月16日
第3期	令和3年2月1日	令和3年2月15日

労働保険の年度更新は管轄の都道府県労働局や労働基準監督署への郵送又は電子申請でも受け付けており、直接窓口へ出向くことなく申告することが可能です。また、労働保険料等の納付については口座振替や電子納付が便利です。

猶予（特例）の概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、事業に係る収入に相当の減少があった事業主の方にあつては、申請により、労働保険料等の納付を、1年間猶予することができます。
- この納付猶予の特例が適用されると、担保の提供は不要となり、延滞金もかかりません。

猶予の要件

以下のいずれも満たす事業主の方が対象となります。

- ① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業に係る収入が前年同期に比べて（※1）概ね20%以上減少していること
※1 新規適用事業及び単独有期事業における取り扱いについてはQ&A及び申請の手引きをご参照ください。
- ② ①により、一時に納付を行うことが困難であること（※2）
※2 「一時に納付を行うことが困難」かどうかの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応します。
- ③ 申請書が提出されていること

猶予対象となる労働保険料等

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する労働保険料等が対象となります。

申請方法

- 納期限までに申請してください（※3）（※4）。
※3 令和2年2月1日から令和2年6月30日までの間に納期限が到来している労働保険料等については、令和2年6月30日までに申請していただければ、納期限までに申請した場合と同じ取り扱いとします。
※4 全期・第1期分については、延長後の令和2年8月31日までに申請をお願いいたします。
- 所管の都道府県労働局に「労働保険料等納付の猶予申請書（特例）」等（※5）を提出してください。（郵送又は電子申請でも受け付けております。（電子申請の場合、年度更新の申告等の添付書類として申請いただくこととなります。））
※5・根拠となる書類の準備が難しい場合は、職員が聞き取りによりお伺いします。
・同一の労働保険適用事業において、国税、地方税又は厚生年金保険料等の納付猶予の特例が許可された場合は、当該猶予許可通知書及び当該猶予申請書の写しを添付いただくことで、申請書の記載の一部が省略できる場合があります。

※ ご不明な点があれば、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署にお問い合わせください。